

# 別府市知的財産権取得促進事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年 3 月 29 日  
別府市告示第 151 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、中小企業者の特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の出願を促進することで新たな製品及び技術の開発等による企業の競争力強化を図ることを目的として、別府市知的財産権取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者その他これに準ずる者として市長が認める者をいう。

## (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所（個人にあっては住所）を有していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 市内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者は、補助対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
  - ア 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切

であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が新製品、新技術又は役務に係る国内の知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の出願を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる出願に応じ、当該各号に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 特許権、意匠権又は商標権の出願 出願料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬

(2) 実用新案権の出願 出願料、電子化手数料、登録料（3年間分に限る。）及び弁理士に対する報酬

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、20万円（意匠権及び商標権のいずれか又はこれらの両方のみの出願の場合にあっては、10万円）を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき1年度内に1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出願番号通知が発送された日から起算して90日を経過する日又は出願番号通知が発送された日の属する年度の末日のいずれか早い日までに別府市知的財産権取得促進事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出願概要書（様式第2号）

(2) 出願書及び出願に係る書類の写し（商標権にあっては、出願書に限る。）

(3) 出願番号通知の写し

- (4) 補助対象経費の領収書等の写し
- (5) 市税完納証明書等
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 登記事項証明書等法人の設立年月日が分かるもの（申請者が法人の場合に限る。）
- (8) 税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、別府市知的財産権取得促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別府市知的財産権取得促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る出願を取り下げ、又は放棄したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。  
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月29日別府市告示第151号）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。